

マンション管理サポートネット のご利用方法

(公財)マンション管理センター
管理情報部

2023/5改訂

マンション管理サポートネットとは

- (公財)マンション管理センターに寄せられた相談事例に基づくQ&A、裁判例、関係法令及び各種細則モデル等、マンション管理に有用な情報を収録したマンション管理相談データベースを…

マンション管理組合やマンション管理関係者の皆さまに、インターネットを通じて、24時間提供するものです。



マンション管理サポートネットの主な特徴

- マンション管理に関するQ&A、裁判例、関係法令、細則モデル、実務様式例等をインターネット通じて24時間、全国どこからでも閲覧し、ダウンロードすることができます。
- サポートネットはUSB又はCD-ROMで起動します。

※動作環境－ブラウザ Microsoft edge、Safari、Google Chrome インターネットセキュリティレベル中以下

- 年間利用料はUSB1本又はCD-ROM1枚につき3,140円(税込)です。

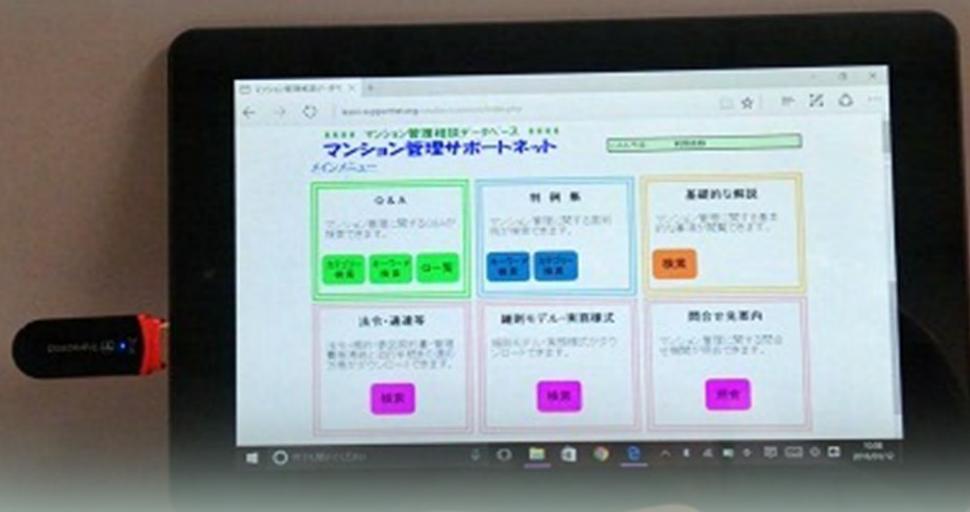
※税率改定の場合には利用料の額が変更となります。

- 引き続き利用する場合は更新手続きが必要です。



サポートネットを起動する

- 起動用USB又はCD-ROMをパソコンに挿入し、画面の表示に従って起動してください。
- サポートネットの「メインメニュー」が表示されます。



※ USBによりサポートネットを起動した例

サポートネット 「メインメニュー」

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー

こんにちは: 利用者様

- 利用したい項目(Q & A、判例集、基礎的な解説、法令・通達等、細則モデル・実務様式等)のいずれかのボタン(カテゴリー検索、キーワード検索等)をクリックしてください。

<p>Q & A</p> <p>マンション管理に関するQ&Aが検索できます。</p> <p>モデル検索 キーワード検索 Q一覧</p>	<p>判例集</p> <p>マンション管理に関する裁判例が検索できます。</p> <p>キーワード検索 カテゴリー検索</p>	<p>基礎的な解説</p> <p>マンション管理に関する基本的な事項が閲覧できます。</p> <p>検索</p>
<p>法令・通達等</p> <p>法令・規約・委託契約書・管理費等滞納と法的手続きの進め方等がダウンロードできます。</p> <p>検索</p>	<p>細則モデル・実務様式</p> <p>細則モデル・実務様式がダウンロードできます。</p> <p>検索</p>	<p>問合せ先案内</p> <p>マンション管理に関する問合せ機関が照会できます。</p> <p>照会</p>

Q & A 「カテゴリー検索」

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > カテゴリー検索

ご覧になりたいカテゴリーをクリックしてください。

大分類	中分類	小分類
-----	-----	-----

- 検索したい分類(「大」又は「中」又は「小」)をクリックしてください。
※例えば、小分類の「出席率」をクリックします。

管理組合の運営	総会の運営	総会の開催 総会の開催時期 招集通知 開催予告 総会前の情報提供 出席率 決定事項の広報 議事録の保管・閲覧 その他(総会の運営) ITを活用した総会の開催
	理事会の運営	理事会の開催数 理事会議事の広報 議事録の保管・閲覧 理事の任期・改選方法 専門委員会の設置 理事会の引継ぎ その他(理事会の運営)

Q&A 「検索結果一覧」

分類検索

Page 1 of 1

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > カテゴリー検索 > 検索結果一覧

- 指定した分類で登録されているQ&Aが表示されます。
※指定した「出席率」で登録されているQ&Aの一覧が表示されます。
- Q&Aの詳細を閲覧する時は「Q&A番号」をクリックしてください。
※例えば、Q&A番号「50」をクリックします。

検索結果一覧

Q&Aの内容をご覧になるには左端の「Q&A番号」をクリックしてください。
該当件数は 5 件です。(1 ~ 5 件を表示中)

[前ページ](#) [次ページ](#)

Q&A番号	大分類	中分類	小分類
質問内容			
49	管理組合の運営	総会の運営	出席率
総会の成立要件および議事の決定方法について説明して下さい。			
50	管理組合の運営	総会の運営	出席率
議決権数と組合員数の違いについて、説明してください。			
51	管理組合の運営	総会の運営	出席率
委任状と議決権行使書は、異なるものですか。			
52	管理組合の運営	総会の運営	出席率
委任の相手方も委任の内容も記載のない委任状(いわゆる白紙委任状)は、どのように取り扱えばよいのですか。			
53	管理組合の運営	総会の運営	出席率
他の組合員の委任状を気づかっている者が、その委任状を提出しなかったり、総会を欠席したときはどうなりますか。			

[ページトップへ](#)

[前ページ](#) [次ページ](#)

検索Q&A 2-1

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > カテゴリー検索 > 検索結果一覧 > 詳細

印刷用ページを開く

- クリックしたQ&Aの内容、解説、関連判例要旨等が表示されます。
- 「印刷用ページを開く」をクリックし本ページを印刷することができます。

管理組合の運営 / 総会の運営

Q 議決権数と組合員数の違いについて、説明してください。

A 議決権とは、各区分所有者が持っている総会において議決する権利のことで、規約に別段の定めがない限り、共用部分の持ち分の割合によって決まります。そして、共用部分の持ち分は専有部分の床面積の割合によります。したがって、議決権の大きさと区分所有者数(組合員数)とは同じではありません。

解説

たとえば、100戸のマンションで1人の所有者(元地権者等)が50戸を持っており、残りの50戸は1人で1住戸ずつ持っている場合は、組合員数は51人となります。管理規約で議決権が1住戸につき1個と定めた場合には、当マンションの議決権総数は100個となりますが、元地権者は1人で50個の議決権を持っていることになり、それだけで半数の議決権を持つこととなります。

区分所有法では、集会の決議の仕方を、組合員総数及び議決権総数の各過半数とし、両方の数を満たすことを要件にしています(区分所有法第39条1項)。したがって、両者を決議要件とすることにより、元地権者のように1人の区分所有者が実質的な決定権限を持つことを回避しています。なお、規約の制定や変更については、組合員総数及び議決権総数の両方について各4分の3以上の多数を必要としています。また、標準管理規約では、議決権数と組合員数とにさほど差がない一般的な分譲マンションを想定しているため、総会が成立していれば普通決議は出席組合員の議決権の過半数で決するとしています。なお、議決権は、規約に別段の定めがない限り、区分所有法第14条に定める割合、すなわち、共用部分の持分割合によります(区分所有法第38条)。

【判例】

専有部分が共有の場合、一部の共有者から提出された議決権行使の委任につき、特段の事情がない限り他の共有者はそのことに合意していると推定すべきとしたものに(横浜地裁昭和63年5月10日判決)があります。

検索Q&A 2-2 (関連Q&A、関連法令等、関連判例)

「関連Q&A」

Q1 議決権の割合はどのように決めるのですか。

A1 議決権については、各住戸が比較的均質である場合には、共用部分の共用部分の割合、あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しやすい数字に直した割合が適当であるとされます。ただし、住戸の価値に大きな差がある場合には、専有部分の階数(眺望、日照等)や方角(日照等)を考慮した価値の違いに基づく価値割合を基礎として、議決権の割合を定めることも考えられます(区分所有法第38条、標準管理規約第46条コメント)。

- 登録されている関連Q&A、関連法令、関連判例等が表示されます。
- 関連する法令及び判例等を閲覧する場合には、閲覧したい事項をクリックしてください。

「関連する法:制度等」

- ・ [区分所有法第38条、39条、40条](#)
- ・ [標準管理規約第45条、46条、47条](#)

「関連する判例」

- ・ [横浜地決 昭和63年05月10日](#)

Q&A 「キーワード検索」

- Q&AはQ&A番号やキーワード等で検索することができます。
※入力したキーワード等にヒットしたQ&Aの一覧を表示します。(7頁参照)

QAキーワード検索

Page 1 of 1

**** マンション管理相談データベース ****

マンション管理サポートネット

[メインメニュー](#) > [キーワード検索](#)

キーワードを入力、または、「分類」から検索条件を選択して検索ボタンをクリックしてください。

検索条件指定	
Q&A番号	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>
キーワード	<input type="text"/>
分類1選択	▽分類1 ▼
分類2選択	▽分類2 ▼

キーワードは3つまで入力できます。キーワードの間は1文字分の空白で区切ってください。

(入力例 : 規約 総会 委任状) (AND検索)
また、「Q」、「A」、および「解説」の部分が検索対象となります。

判例集 「カテゴリー検索」

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > 裁判カテゴリー検索

ご覧になりたいカテゴリーをクリックしてください。
(掲載されている裁判例はひとつの事案に対する判決であり、類似の事案すべてに当然適用されるものではありませんので注意して下さい。)

- 検索したい分類(「大」又は「中」又は「小」)をクリックしてください。
※例えば、小分類の「ペット飼育」をクリックします。

大分類	中分類	小分類
基本的事項	区分所有建物	区分所有権の成立
	管理者	管理者の選任・解任 仮理事長 管理者の業務 管理者の原告適格
	敷地	地役権 敷地利用権 法定地上権
管理組合の運営	総会の運営	招集手続 議事手続 規約事項と決議事項
	管理組合の日常運営	名誉毀損 ガス・水道検の閉鎖 その他
	管理規約一般	管理規約の内容
	管理規約一般	管理規約の制定 管理規約の内容 管理規約の手続 管理規約の効力
	専有部分と共有部分の区分	駐車場・倉庫 管理人室 給排水管 その他
	ペット飼育	ペット飼育

判例「検索結果一覧」

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > 裁判カテゴリー検索 > 結果一覧

検索結果一覧

判決の内容をご覧になるには左端の「No」をクリックしてください。
該当件数は9件です。(1 ~ 9件を表示中)

- 指定した分類で登録されている判例・判例要旨等が表示されます。
※指定した「ペット飼育」で登録されている判例の一覧が表示されます。
- 判決文等を閲覧したい時は判例NO, をクリックしてください。
※例えば、NO,246の判例をクリックします。

241	平成17年05月30日	判タ1233-267	大分地判	管理規約の作成及び改正	ペット飼育	ペット飼育
当初ペット飼育に関する規約上の定めないので、ペット飼育禁止として説明販売、後に販売実績をあげるため、ペット飼育可能として説明販売したマンションで、その後、管理組合総会においてペット飼育禁止規約条項が決議された場合、当該分譲業者に対して、説明義務違反による不法行為責任に基づき、当初の購入者に対しては慰謝料等11万円、後の購入者に対しては慰謝料70万円他90万円の支払が命じられた事例						
246	平成19年06月28日	判例集未掲載	東京高判	管理規約の作成及び改正	ペット飼育	ペット飼育
動物飼育が禁止されているマンションで、総会において、(2年間の動物排除猶予期間を設けた)飼育禁止を定める規約変更が確認、可決された。にも拘わらず、当該期間後に、新たに2匹の飼育を始めた区分所有者に対して飼育禁止請求を提訴したところ、具体的な被害の発生とは無関係に規約違反自体が共同利益に反する行為に該当すると判断された事例						
8146	平成3年12月12日	判時1420-108	横浜地判	管理規約の作成及び改正	ペット飼育	ペット飼育
ペットを連れて所有した区分所有者がいる後に、区分所有建物の規約を改正して動物の飼育を禁止する規定を新設することは、認定事実から本件マンションの入居者の間には動物の飼育は原則として禁止されているとの共通の認識があったことが推認され、また、現在の社会情勢や国民の意識等に照らせば規約で動物の飼育を全面的に禁止することには相当の必要性・合理性があるから、Yには受忍限度を越える不利益が認められないとして、既に犬を飼育している区分所有者との関係で、区分所有法31条1項後段の「一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすとき」に該当しないとされた事例						

検索判例(判決要旨) 2-1

- 指定したNO,246の判決要旨等が表示されます。
- 「全文表示」をクリックすると判決文が表示されます。
- 「印刷用ページを開く」をクリックし本ページを印刷することができます。

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > 裁判カテゴリー検索 > 結果一覧 > 詳細画面

要旨	全文表示
----	------

印刷用ページを開く

判例詳細	
No.	246
西暦	2007/06/28
和暦	平成19年06月28日
掲載等	判例集未掲載
裁判所	東京高判
大分類	管理規約の作成及び改正
中分類	ペット飼育
小分類	ペット飼育
関連条文	区分所有法6条、区分所有法57条
判決要旨	動物飼育が禁止されているマンションで、総会において、(2年間の動物排除猶予期間を設けた)飼育禁止を定める規約変更が確認、可決された。にも拘わらず、当該期間後に、新たに2匹の飼育を始めた区分所有者に対して飼育禁止請求を提訴したところ、具体的な被害の発生とは無関係に規約違反自体が共同利益に反する行為に該当すると判断された事例

検索判例(全文表示) 2-2

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > 裁判カテゴリー検索 > 結果一覧 > 詳細画面

要旨

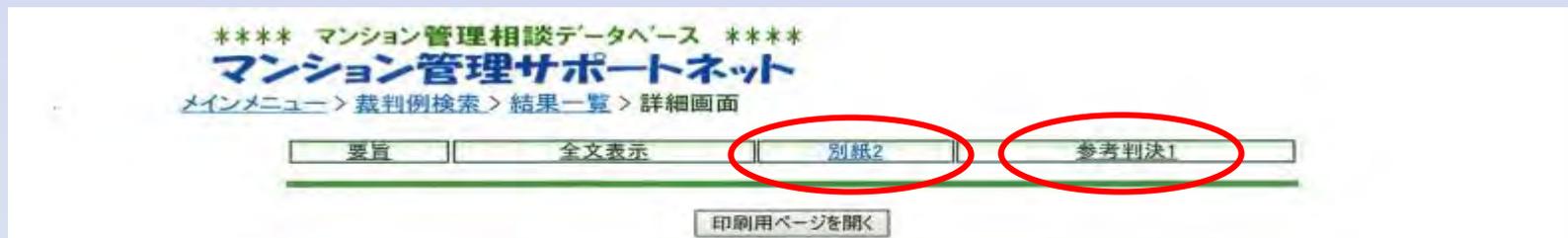
全文表示

印刷用ページを開く

- 指定した判例NO,246の判決文が表示されます。
- 「印刷用ページを開く」をクリックし本ページを印刷することができます。

判例詳細(全内容表示)	
No.	246
西暦	2007/06/28
和暦	平成19年06月28日
掲載等	判例集未掲載
裁判所	東京高判
大分類	管理規約の作成及び改正
中分類	ペット飼育
小分類	ペット飼育
関連条文	区分所有法6条、区分所有法57条
判決日	2009年09月25日 02時10分37秒平成19年6月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 ■■■■■ 平成19年(ホ)第1135号動物の飼育禁止請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成17年(ワ)第12406号) 口頭弁論 終結 日平成19年5月17日
当事者	東京都■■■■丁目1番1号■■■■号室 控 訴 人 ■■■■■ 同訴訟代理人弁護士 ■■■■■ 東京都■■■■丁目1番1号■■■■号室 控 訴 人 ■■■■■ 東京都■■■■丁目1番1号■■■■ 被 控 訴 人 A管理組合 同代表者理事長 ■■■■■ 同訴訟代理人弁護士 ■■■■■
主文	1 本件控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。
	第1当事者の求めた裁判 1 控訴人ら (1) 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す (2) 上記部分にかかる被控訴人の請求を棄却する。 (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。 2 被控訴人 主文同旨

マンション管理センター通信、参考判例添付



- 「別紙2」にマンション管理センター通信の記事を掲載しています。
- 「参考判例1」には関連する判例を掲載しています。
- 閲覧したい項目をクリックすると掲載資料が表示されます。

判例詳細	
No.	296
西暦	2009/03/25
和暦	平成21年03月25日
掲載等	マンション管理センター通信2014.7月号
裁判所	東京高判
大分類	管理組合の経理
中分類	管理費等の徴収
小分類	中間取得者の支払義務
関連条文	
判決要旨	マンション管理組合が前区分所有者との間で個別に締結した駐車場・駐輪場利用契約に基づく債権は、共用部分の管理に関する事項として法7条1項に規定される規約・集会決議に基づく債権に該当するから、法8条に基づき、その中間者たる区分所有権の特定承継人にも及ぶとした事例。 ※原審の東京地裁の判決文は「参考判例1」に掲載しました。 ※別紙2に平成26年7月号マンション管理センター通信「法律のひろば」で紹介した記事を掲載しました。

判例集 「キーワード検索」

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > 裁判例検索

- 判例は判例番号、裁判所、キーワード等で検索することができます。
 - ※入力したキーワードにヒットした判例の一覧表を表示します。
 - ※キーワードを入力せず検索ボタンをクリックすると判例の一覧表が表示されます。
 - ※判例の一覧表は12頁を参照してください。

判例の検索条件を選択、入力して検索ボタンをクリックしてください。
(掲載されている裁判例はひとつの事案に対する判決であり、類似の事案すべてに当然適用されるものではありませんので注意して下さい。)

検索条件	
判例番号	~
期間	<input checked="" type="radio"/> 指定なし
	<input type="radio"/> 和暦 令和 ▾ 年 月 ~ 令和 ▾ 年 月
	<input type="radio"/> 西暦 年 月 ~ 年 月
裁判所	指定なし ▾
分類	大分類 指定なし ▾
	中分類 指定なし ▾
	小分類 指定なし ▾
キーワード	

・キーワード検索は判決要旨の部分が検索対象となります。
・キーワードに入力できるのは1つの文字列となります。(入力例：ペット飼育)

検索 クリア

「基本的な解説」 検索

**** マンション管理相談データベース ****

マンション管理サポートネット

[メインメニュー](#) > [基礎的な解説](#)

ご覧になりたい「章」をクリックしてください。

	内 容
	第1章 マンション管理の基本的事項について
	第2章 マンション管理の法的基礎について
マンション管理の基本的事項に関する解説	第3章 建物の区分所有等に関する法律及びマンション標準管理規約について
	第4章 マンション管理標準指針について
	第5章 マンションの建替えの円滑化等に関する法律について
	第6章 建物・設備の維持管理について

- 閲覧したい「章」のボタンをクリックしてください。
※クリックした「章」の内容が表示されます。

「法令・通達等」検索 3-1

**** マンション管理相談データベース ****

マンション管理サポートネット

メインメニュー > 法令・通達等

ご覧になりたいカテゴリーをクリックしてください。

大分類	中分類	小分類
		建物の区分所有等に関する法律 建物の区分所有等に関する法律施行規則 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則
		前の一部改正について マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正の新旧表 マンション管理業者の違反行為に対する監督処分基準の改正の概要 マンション管理業者の違反行為に対する監督処分基準 民法 民事訴訟法 民事執行法 民事保全法 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 建築物の耐震改修の促進に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 水道法 水道法施行規則

- 法令、マンション標準管理規約、通達等の内容が確認できます。
※検索したい小分類をクリックしてください。

「法令・通達等」検索 3-2

マンション標準管理規約（単棟型）

- ワード文書化しているマンション標準管理規約等をダウンロードし加工する等して利用することができます。

（目的）

第1条 この規約は、〇〇マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項の区分所有権をいう。
- 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。
- 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。
- 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。
- 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。
- 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。
- 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。
- 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。

「法令・通達等」検索 3-3

管理費滞納と法的手続きの 進め方	総論 各種手続きの選択	問題の背景 滞納の把握と督促 法的手続きへの移行とその選択 (参考)各手続きの申立てに当って留意すべき事項 (参考)時効完成間際の滞納管理費等の扱い
	それぞれの法的手続きの概要	執行認諾文言付き公正証書 民事調停 支払督促 少額訴訟手続き 通常訴訟手続き
<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ●管理費等滞納の法的手続きの方法等が確認できます。 (選任申立) </div>		
	書式例	書式1 支払合意書 書式2 調停申立書 書式3-1 支払督促申立書 書式3-2 仮執行宣言の申立て 書式4 少額訴訟の訴状 書式5 通常訴訟の訴状 書式6 破産債権届出書 書式7 管理費等のお支払いについてのお願い 書式8 滞納管理費等管理表 書式9 公示送達申立書 書式10 管理費等支払督促書 書式11 配当要求書 書式12 相続財産管理人選任申立書 滞納管理費等一部入金の充当方法及び滞納残高 て

「細則モデル・実務様式」検索 3-1

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
 メインメニュー > 細則モデル・実務様式

ご覧になりたいカテゴリーをクリックしてください。

大分類	中分類	小分類
		「細則モデル」等のご利用上の注意点 〇〇マンション使用細則及びコメント 〇〇マンション管理規約等に関する細則モデル
	使用細則モデル	ペット飼育細則について(参考) ペットクラブ会則モデル(参考) マンション標準管理規約第22条第2項細則モデル 管理費等の徴収及び滞納処理細則モデル及びコメント 管理組合業務委託細則 会計処理細則 防犯カメラ運用細則モデル及びコメント 大規模修繕工事専門委員会運営細則モデル及びコメント 理事会運営細則モデル及び細則モデルコメント 帳票等の保存期間(参考例) 平成26年12月「組合員名簿の取扱いに関する細則モデル及び同細則モデルに係るコメント」 平成26年12月「居住者名簿の取扱いに関する細則モデル及び同細則モデルに関するコメント」 平成26年12月「要援護者名簿の取扱いに関する細則モデル及び同細則モデルに係るコメント」 平成26年4月マンション管理組合会計の手引き
		総会開催のご案内 出席届・委任状 議決権行使書 末期役員立候補受付のお知らせ 理事の投職決定のお知らせ 総会議事録 理事会開催のお知らせ(例1) 理事会議事録 理事会検討事項引き継ぎ書 ゴミ収集日のお知らせ

- マンション管理センターで作成した細則モデル等を閲覧できます。
 ※閲覧したい小分類をクリックしてください。

「細則モデル・実務様式」検索 3-2

●マンション管理センターで作成したさまざまな実務様式例を閲覧
できます。

		総会開催のご案内 出席届・委任状 議決権行使書 来期役員立候補受付のお知らせ 理事の役職決定のお知らせ
実務様式例		ゴミを出す際の注意 引越しの際のゴミ出しのお願い リフォームの際のゴミ出し・清掃のお願い 年末年始のゴミ収集日のお知らせ 共用部分に私物を置かない注意 禁煙注意 チラシ投函禁止 避難路確保のお願い 役員選任の総会議案書 理事会議事録閲覧請求 理事会報告(掲示用) 理事会開催通知(例2)
実務様式例(工事関係)		長期修繕計画作成(見直し)業務発注仕様書(例) 計画修繕に関するアンケート調査票(例) 工事見積要領書(条件書)の記載事項(例) 計画修繕工事見積書比較表(例) 施工会社選定の方法(スコアリング例) 総会の開催通知・議案・進め方(例) 工事請負契約書(例) 工事説明会のご案内等(例) 調査診断、設計監理等見積要領書(条件書)の記載事項(例) 調査診断、設計監理等業務発注仕様書(例) 調査診断、設計業務委託契約書(例)
実務様式例(会計関係)		勘定科目一覧(参考例) 財産目録(参考例)

「細則モデル・実務様式」検索 3-3

理事会議事録

管理組合第 期第 回理事会議事録	
開催日時	平成__年__月__日（__曜日）__:__~__:__
開催場所	
出席者	理事 ____, ____, ____, ____, ____ 監事 ____, ____

- ワード文書化している細則モデルや実務様式例等をダウンロードして加工する等いつでも利用することができます。

議 題	議事の経過・要領及びその結果
1、〇月度業務報告の件	
2、_____の件	
3、_____の件	
次回理事会予定	平成__年__月__日（__曜日） __:__~__:__

マンション管理に関する「問合わせ先」

**** マンション管理相談データベース ****
マンション管理サポートネット
メインメニュー > 問合わせ先案内

ご覧になりたいカテゴリーをクリックしてください。

大分類	中分類	小分類
		国土交通省 住宅金融支援機構
マンション管理に関する問 合わせ先	財団法人、社団法人	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 一般財団法人 不動産適正取引推進機構 一般財団法人 住宅金融普及協会 一般社団法人 マンション管理業協会 一般社団法人 再開発コーディネーター協会
	その他の照会窓口	共用部分リフォームローンと債務保証 住宅金融支援機構 共用部分のリフォーム融資 マンションみらいネット(修繕履歴システム)

[ページトップへ](#)

Copyright ©2007-2017 © Condominium Management Center

- マンション管理に関する各種問合わせ先を掲載しています。
※クリックすると「問合わせ先」の詳細が表示されます。

**** マンション管理相談データベース ****

マンション管理サポートネット

メインメニュー

こんにちは: 利用者様

■令和5年03月28日に、次のとおり更新しました。

1. 令和4年1月25日 仙台地裁「マンション駐車場で、除雪されていないために凍結した部分で転倒事故にあった組合員に対して、安全配慮義務違反に基づく賠償責任が認められた事例」に関する裁判例を掲載しました。
又、関連Q&A(324)にリンクさせました。
判例番号は「393」です。
2. 令和3年5月21日 東京地裁「区分所有者が総会議事録や会計帳簿、組合員名簿の閲覧の求めとともに、閲覧の際の写真撮影を求めたが、写真撮影は認められないとされた事例」に

- 「マンション管理サポートネット」に掲載する情報は四半期ごとに追加・見直し等の更新を継続して行っています。
- 更新した内容はメインメニューに表示しお知らせいたします。
- 更新手続きをしていただくとお手元のUSB又はCD-ROMで最新の情報を閲覧できます。

絡いただきますようお願いいたします。

2. Microsoft社のInternet Explorerのサポートが2022年6月15日に終了します。
サポートネット起動用CD-ROM(又はUSB)はMicrosoft edgeでも使用可能とされていますが、CD-ROMでは起動しないとの報告も散見されます。その場合には新たな起動用USBを送付しますので、お申出ください。

(公財)マンション管理センター 管理情報部
tel 03-6261-1271

以上、マンション管理サポートネットの
使用方法(概要)の説明を終わります。

ご不明な点がございましたら
下記までお問い合わせください。

管理組合運営等の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

〈お問い合わせ先〉
(公財)マンション管理センター
管理情報部
03-6261-1271